

記載の字句	読替後の字句	記載箇所（頁数）						用地調査等業務共通仕様書
		業務委託共通仕様書						
		測量	地質・土質	共通編	河川編	道路編	ダム編	
「発注者」とは、契約担当者（静岡県財務規則第2条に規定する契約担当者）をいう。	「発注者」とは、市長及び公営企業管理者をいう。	4	7	3				
静岡県委託業務監督要領	静岡市建設工事に係る測量、調査及び設計の業務委託に係る監督規程	4	7	3				
「業務委託契約の書式の改正について」（平成11年3月17日付け管第508号）	静岡市契約規則第33条（契約書の作成）	5	8	4				
静岡県の休日を定める条例（平成元年静岡県条例第8号）第1条に規定する県の休日	静岡市の休日を定める条例（平成15年静岡市条例第2号）第1条に規定する市の機関の休日	6	10					
静岡県の休日に関する条例（平成元年条例第1号）第1条に規定する県の休日	静岡市の休日を定める条例（平成15年静岡市条例第2号）第2条に規定する市の機関の休日			5				
静岡県が定める業務完了報告書	静岡市が定める業務完了通知書	7						
		12、13	15	10、11				
約款第7条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。	「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。	15	18	13				4
約款第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、	「軽微な部分」は、	15	18	13				4
静岡県建設関連業務	静岡市建設業関連業務	16	18	14				
静岡県個人情報保護条例（平成14年10月25日静岡県条例第158号）	静岡市個人情報保護条例（平成17年3月15日静岡市条例第9号）	16	19	14				15
約款第33条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができる	約款第34条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができる		18					
また、グリーン購入法第7条の規定による県の「環境配慮物品調達方針」に基づき、特定調達品目の調達に係る設計を行う場合には	また、「静岡市グリーン購入指針」に基づき、グリーン購入対象品目の調達に係る設計を行う場合には			25				
静岡県橋梁設計要領 静岡県交通基盤部道路局 H26.7	静岡市道路橋計画・設計要領 静岡市建設局道路部 R3.6			41				
橋梁点検マニュアル（平成27年度改訂） 静岡県交通基盤部道路局道路整備課 H28.3	静岡市道路橋点検要領 静岡市建設局 R2.4			41				
静岡県環境影響評価条例（平成27年12月25日条例第61号）	静岡市環境影響評価条例（平成27年3月20日条例第12号）				3	5	5	
約款第22条	約款第23条	14	17	12				
約款第23条	約款第24条	14	17	12				
約款第27条	約款第28条	15	18	13				
約款第28条	約款第29条	15	18	13				
約款第29条第1項	約款第30条第1項							14
約款第30条	約款第31条			11				
約款第31条	約款第32条	13	15					
約款第31条第1項	約款第32条第1項			11				
約款第31条第2項	約款第32条第2項	4	7	3				1
約款第33条	約款第34条		18	13				
約款第46条の5	約款第50条の5							13